

2022年10月7日

各位

東京都江東区豊洲五丁目6番15号
アイペット損害保険株式会社
代表取締役 安田 敦子

合併完了の公告

当社は、2022年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ペットファースト少額短期保険株式会社（以下「ペットファースト少短」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いましたので、保険業法第166条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 保険契約者その他の債権者の異議申述について

- (1) 当社は、保険業法第165条の24第2項の規定に基づき、2022年8月5日付官報及び同日付電子公告により、当社の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をいたしました。異議申述の期限である2022年9月5日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。
- (2) ペットファースト少短は、保険業法第165条の24第2項の規定に基づき、2022年8月5日付官報及び同日付電子公告により、ペットファースト少短の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をいたしました。異議申述の期限である2022年9月5日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。

2. 株式買取請求及び新株予約権買取請求について

- (1) 当社は、2022年8月5日付電子公告により、当社の株主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会社の商号及び住所を公告いたしました。
なお、当社は、会社法第796条第2項本文の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行ったため、同法第797条第1項の規定に基づく株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。
- (2) ペットファースト少短は、その唯一の株主である当社が会社法第784条第1項本文に規定する場合における当該特別支配会社であることから、同法第785条第3項括弧書の規定により、同法第785条による手続は行っておりません。また、ペットフ

ファースト少短は、新株予約権を発行しておりませんので、同法第 787 条による手続は行っておりません。

3. 本合併の効力発生日
2022 年 10 月 1 日
4. 本合併後の当社の本店所在地
東京都江東区豊洲五丁目 6 番 15 号

以上